

2022年 3月 11 日

入札の実施について

一般競争入札を執行するので、次のとおり告示する。

日本青果物輸出促進協議会
会長 小栗邦夫

1 入札に付す事項

1) 契約の事業名称

令和 3 年度補正「品目団体輸出力強化緊急支援事業」の2022年 青果物・東南アジア統合型マーケティング・コミュニケーション事業(IMC)のうち IMC 戦略の企画立案などの一連のコンサルティングから、プロモーション業務委託先事業者の選定および契約締結などの全面支援、委託後の業務管理など一貫して業務の事務代行を行う業務

2) 契約の事業目的

IMC 戦略の企画立案などの一連のコンサルティングから、プロモーション業務委託先事業者の選定および契約締結などの全面支援、委託後の業務管理など一貫して業務の事務代行を行う業務を委託することによりプロモーション業務の円滑な実施を図る。

3) 履行期限

契約日から 2023 年 3 月 15 日

2 入札に参加する者に必要な資格

- ① 青果物関連業務において実績のある者。
- ② 特別な理由がある場合を除き、入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、入札に参加できないこととする。
- ③ 本協議会との契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者は、その事実があった後、2 年間が経過していない場合は、本入札に参加できないこととする。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - エ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - オ 正当な理由が無くて契約を履行しなかった者。
 - カ アからオに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、

支配人、その他の使用人として使用した者。

3 入札執行の場所及び日時

1) 入札場所

東京都港区赤坂1丁目9番13号 三会堂ビル2階
日本青果物輸出促進協議会事務局

2) 入札日時

- ① 入札 :2022年3月31日(木) 14時
- ② 企画審査:2022年3月31日(木) 14時15分

3) 開札場所

1)に同じ

4) 開札日時

2)に同じ

5) 入札の方法

金額評価及び企画審査により選定することとする。
なお、企画審査は企画書の評価により行うこととする。

6) 入札の留意事項

- ① 入札者は、事前に本業務に係る入札説明会(3月18日)を受けなければならない。
- ② 入札者は企画審査日の前日(3月30日)までに資格要件を満たすことを証する書類(写し)と企画書及び評価項目一覧(企画書ページ記入済み)2部を提出しなければならない。
- ③ 入札は協議会の所定場所で所定の日時に実施し、時間に遅れた場合は入札等の資格を失う。郵便、電信等による入札は認めない。
- ④ 入札書の提出部数は1部とし、誤記、脱落がないよう明瞭に記入し、提出する。
- ⑤ 一度提出した見積書を取替、変更及び取消しをすることはできないものとする。
- ⑥ 開札の結果、落札者がいないときは、初度の入札に参加した相手方に再度の入札を行う旨伝え、同一条件で直ちにこれを3回まで行う。

4 入札保証金

免除

5 入札心得、契約書案及び仕様書の交付に関する事項

仕様書、契約書(案)については、入札説明会を開催し、交付するものとする。

1) 日時:2022年3月18日(金)14時

2) 場所: 日本青果物輸出促進協議会事務局

東京都港区赤坂1丁目9番13号 三会堂ビル2階

3) 留意事項

書類受領者の責務

入札等に参加する業者は、必ず入札に係る仕様書を確認して疑問点を解明し、契約締結後になって紛争の起こることのないように仕様規格等に対する見解を統一すること。

なお、仕様書の理解が不十分な場合などにより損害を受けた場合は、参加業者の負担とする。

6 送付による入札の可否

認めない。

7 落札者の決定方法

総合評価により選定する。(説明会において評価手順書を提示する。)

8 契約書作成の要否

要

9 予定価格の有無

有

10 最低制限価格の有無

無

11 その他

1) 無効入札

次に掲げる入札は無効とする。

- ① 入札書に記載した金額が訂正されている場合
- ② 同一の入札について2通以上の見積もりを提出した場合
- ③ その他の入札等に関する条件に違反した場合

2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

- ① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札に参加する者は、消費税等を含めた契約金額の総額を入札書に記載すること。
- ② 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税の課税業者であるか免税業者であるかを申し出ること。

3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称:日本青果物輸出促進協議会

イ 所在地:東京都港区赤坂1丁目9番13号 三会堂ビル2階

4) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1者の場合であっても、入札を執行する。

5) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開しない。

6) その他

詳細は仕様書による。

7) 入札者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

以上